

## 参考資料 2

### 第3回農業生産工程管理（GAP）の共通の基盤づくりに関する検討会 議事概要

1. 日 時：平成22年1月22日（金）13：30～15：40

2. 場 所：中央合同庁舎4号館1219号室

3. 出席者：別紙のとおり

#### （1）開会

<深井技術普及課長の進行により検討会開会>

#### （2）議事【農業生産工程管理（GAP）の共通の基盤に関する諸事項の整理について】 (座長)

本日の議題は二つあり、一つは農業生産工程管理（GAP）の共通の基盤に関する諸事項の整理について、もう一つはその他として前回から御指摘を受けているGAPの理念、定義について議論いただきたい。

それでは、最初の議題である、GAPの共通の基盤に関する諸事項の整理について資料の説明をお願いしたい。

（技術普及課中島課長補佐）資料1及び資料2を説明する。資料1「標準的なGAPに関する諸事項の整理」（案）は、野菜、米、麦についてそれぞれ、「食品安全」「環境保全」及び「労働安全」を目的とした取組に関する事項と、生産工程管理の全般に関わる事項の4つに区分して作成。「関連事項」には、それぞれ「関係法令等」の欄に記載している法令や国の定めた基本的な指針等の内容を踏まえ、生産工程管理に反映すべきと考えられる取組を簡潔に記載。

最初に野菜について説明し、次に米、麦の順に説明する。米、麦では、野菜と重複する事項の説明は省略する。

野菜について食品安全の関連事項1番から21番を説明する。関係法令等としては、コードックス生鮮果実・野菜衛生実施規範、農薬取締法及び関連の省令、通知などがある。

1番は、ほ場環境の確認に関する事項。ほ場周辺環境の潜在的な汚染源の確認と、それに対する適正な措置の実施を取り上げている。

2番から7番は、農薬の使用に関する事項。無登録農薬の使用禁止など関係法令及び通知に定める取組である。なお、7番の「収穫物の残留農薬の検査の実施」は、法令等に定めのある取組ではないが、農薬が適正に使用されたことを確認するため、産地等で自主的に行われている実態等を踏まえ取りあげている。

8番から21番は、衛生管理に関する事項。8番から11番は水やたい肥等の肥料の使用に関して衛生管理上、必要な取組である。また、肥料に関しては、硝酸塩低減に必要な

取組として窒素肥料の過剰な施用の回避などがある。

12番は作業者等の衛生管理に関する事項。作業者に加え、訪問者などの部外者に対しても衛生管理ルールを遵守させることなどの取組がある。13番から19番は、機械、施設、容器等の使用に関する事項。それぞれ衛生的な取扱い、洗浄、消毒などの取組がある。

20番、21番は、収穫後の農産物の管理に関する事項。適切な温度管理や、異物混入防止対策の取組がある。

次に環境保全の関連事項22番から37番を説明する。環境保全の範疇は水質の保全、大気の保全、土壤の保全、生物多様性の保全、有機性資源の循環促進等としている。関連法令等としては、「環境と調和の取れた農業生産活動規範」や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などがある。

22番は、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集。

23番から28番は、農薬による環境負荷の低減に関する事項。農薬の使用残りの調製液などの適切な処理、病害虫・雑草が発生しにくい環境づくりなどの取組がある。

29番、30番は、肥料による環境負荷の低減に関する事項。都道府県の施肥基準等で示す施肥量、施肥方法等に則した施肥などの取組がある。

31番、32番は、土壤の管理に関する事項。たい肥等の有機物の施用による適切な土壤管理の実施などの取組がある。

33番から35番は、廃棄物の適正な処理・利用に関する事項。農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理、作物残さ等の有機物のリサイクルなどの取組がある。

36番は、施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減。

37番は、特定外来生物の適正利用に関する事項。「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチを利用する場合、環境省の許可取得及び適切な使用管理を行うことが必要。なお、セイヨウオオマルハナバチは、施設栽培におけるトマト等の受粉のために使用されている。

次に労働安全の関連事項38番から45番を説明する。関連法令等としては、「農作業安全のための指針」などがある。

38番、39番は、危険作業等の把握、農作業従事者の制限に関する事項。

40番から44番は、服装及び保護具等の着用、作業環境への対応、機械等の導入・点検、整備管理、機械等の利用及び農薬・燃料等の管理に関する事項。

45番は、事故後の備えに関する事項。労働者災害補償保険への加入などの取組がある。なお、法人経営における労働者など法令上の要件を満たす農業者は、労働者災害補償保険等への加入は使用者の義務である。

次に生産工程管理全般の関連事項46番から52番を説明する。

46番は、知的財産の保護・活用に関する事項。農業者が開発した技術、ノウハウなど

の知的財産の取扱いについては、生産工程管理の実践にも関わることとして、前回の検討会で農水省が定めた指針等を紹介したところ。

47番から50番は、情報の記録・保管に関する事項。農薬や肥料の使用、種子・苗等の購入伝票、農産物の出荷などの情報が記録・保管の対象。

51番は、生産工程管理の実施に関する事項。具体的には、栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、諸事項の整理で取り上げた項目を基に点検項目を策定、点検項目を確認して農作業を行い、取引先からの情報提供を含めて取組内容を記録・保存、点検項目と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し、取組内容の点検については、自己点検に加え、客観的な点検の仕組みを活用することとしている。

52番は、記録の保存期間に関する事項。農産物の出荷に関する記録は1年から3年間、農産物の出荷に関する記録以外の記録は、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間、それぞれ保存することとしている。

次に米について説明する。米に特徴的な取組の一つとして、関連事項7番のカドミウム濃度の低減対策がある。

関連事項8番は、収穫後の農作物の管理に関する事項。高水分糲の速やかな乾燥の実施などの取組がある。

関連事項12番及び19番は、水田からの農薬や濁水の流出防止に関する事項。

関連事項39番は、農産物の出荷に関する記録の保存に関する事項。米については、米穀等の取引等に係る記録及び産地情報の伝達に関する法律、いわゆる米トレーサビリティ法が制定されており、本法律に定める事項等を記録・保存する事項としている。関連事項40番及び41番は、米トレーサビリティ法と一体で措置された取組。用途限定米穀、食用不適切米穀の適切な保管などの取組がある。また、関連事項43番は情報の保存期間に関する事項。米トレーサビリティ法に基づき米穀等の取引等に係る記録は原則3年間保存することとしている。

次に麦について説明する。麦に特徴的な事項としては、7番から13番のかび毒汚染の低減対策がある。関連事項の内容は、一昨年末に農林水産省が策定した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」の内容を踏まえたものであり、科学的知見に基づくものである。

なお、資料1の中で、「重要度」の欄は空欄となっている。これは、諸事項について、法令で義務づけされている取組や努力事項とされている取組、残留農薬検査などコストを伴う取組など様々なものがみられる中で、各事項について、何に着目して重要度を判断するのかを含めて御意見を伺うことが適當と考え、空欄としている。また、重要度という表現が適當かということについても御意見を伺いたいと考えている。

次に資料2「産地及び都道府県の点検・認証の状況」を説明する。農林水産省の調べで

は、平成21年3月末時点でGAPを導入している1,572産地のうち、点検方法が自己点検のみとしているのが導入産地全体の51%を占め最も多く、次いで産地の農協職員などによる内部監査37%、取引先による点検10%、第3者による点検8%となっている。次にGAPを独自に定めている都道府県のうち、静岡県、島根県及び鹿児島県の3県で認証を実施している。

(座長)諸事項の整理は、目指すべき農業の姿として、GAPに関する様々な事項について関係法令等も併せて整理していただいたものである。先に今後のスケジュールについて説明しておくと、今回、委員の方々から意見を頂いた上で、ワーキンググループにおいて、ガイドラインをどのような文章にするかも含めて具体的な議論を行いたいと考えているので、今回の議論では、ワーキンググループで検討すべき事項について積極的に御指摘いただきたい。

(丸澤委員代理)資料は食品安全、環境保全、労働安全とうまく整理されており評価できる。いくつか気になっている箇所があり、一点目は野菜の17番「手洗い設備やトイレ設備の適切な設置と衛生管理の実施」で、この項目はコーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範に含まれており、GLOBAL GAPでも採用されていることは承知しているが、日本の生産現場の実状とかけ離れていると思う。

二点目は、労働安全に関する記述であり、食品安全や環境保全と比べ記載内容が細かいのではないかと考えている。実際に生産者がGAPに取り組む際には、こうした事項をチェックリストに落とし込んで確認することになるので、分野間のバランスも必要ではないか。

三点目は、GAPにおける点検についての必要性は理解しているが、いきなり第三者による点検ということになると農業現場での対応は難しい。点検方法はステップアップさせていくことが必要と考えており、まずは内部監査の体制整備を行う必要がある。GAPを生産者だけの取組とするのではなく、地域ぐるみで取組む仕組み作りに国としても関与をお願いしたい。

(座長)二点目の労働安全に関する記述が細かいという点については、諸事項の整理はこのまま使われるということではなく、あくまで事項の整理であって、最終的なガイドラインについてはバランスを取った内容となると考えている。

(農産安全管理課浜谷課長補佐)一点目に御指摘のあったコーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範については、2003年にコーデックス委員会において策定されたものである。国際的には生鮮農産物の病原微生物に起因した食中毒の事例があり、そうしたことを背景に生鮮農産物中の病原微生物の汚染低減策をまとめたものとして策定している。各国の汚染低減のための管理点に関する情報を集約して策定しているため、規範の内容が日本国内の状況に照らして有効かについては、農林水産省消費・安全局としては現時点で情報を持ち合わせていない状況。そこで、今後は、コーデックスの規範をベースに、国内の農業の状

況を踏まえて、国内向けの病原微生物の汚染低減のための指針を作っていくみたいと考えている。

現時点で、コーデックスの規範を諸事項の整理表に盛り込むことの妥当性については、今後、ワーキンググループの場で御議論いただきたいと考えている。

(神藤委員代理)今回の整理については、それなりの評価はできる。現場で実践できるかできないかは別として、GAPに関連する一応の事項を整理したものと理解。

法で定められた事項だけではなく、対策を取っておいた方が良い事柄、例えば5S活動や作業手順書等も取り入れた方が良いのではないか。また、農薬の保管を労働安全の取組に位置づけているが、食品安全が主たる取組とも考えられるので、食品安全の目的に入れるか、労働安全双方に記述するか、または、目的を主たる目的とするか等に修正することが適当ではないかと思う。

野菜の23番「農薬の使用残りの調製液、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水の適正な処理」の取組例にある「資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託」は、現実的ではない。使用残農薬や空き容器を処理業者に委託することは、取組例としては当然と考えられるが、容器の洗浄水は、防除作業を行ったほ場で処理することが、取組例として、現実的で適切ではないか。こういった点についても、整理願いたい。

また、農薬による環境負荷の低減については、現在整理している内容が妥当かどうか検討が必要であると思う。例えば、農薬は適正に使用していれば環境に負荷を与えないこととされており、IPMなども環境負荷の低減だけではなく作業効率の観点からも行われているのではないかと思う。そのため、諸事項の整理で取り上げている取組がすべてということではなくて、一つの案として扱うのが適切ではないか。

(座長)諸事項の整理は、我が国で整備されている法令、指針を農場管理に落とし込んでまとめたものであり、本検討会でGAPの共通基盤として提案していく必要があると考えている。なお、関係する法律が改正された際には、その内容がGAPの共通基盤にも反映されるものと考えている。

(阿南委員)昨年、米国で発生したホウレンソウのO157汚染や肉のリストリアの様な問題が日本で生じることを懸念しており、コーデックスで定められている基準は日本でも積極的に取り入れていく必要があると考えている。

それから、先ほどの発言の中で、農薬の使用残りの調製液をほ場に撒くというのはどういう意味か。

(神藤委員代理)農薬の散布容器の洗浄水については、防除作業を行ったほ場に撒くということである。もちろん水系に影響のないよう配慮することは当然であるが。

(農産安全管理課浜谷課長補佐)農薬の使用残液について、農林水産省としては、ほ場に撒くという指導はしていない。農薬を希釈しており、環境への影響が小さいとはいえ、厳密に言えば廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反となる。

また、コーデックスの規範に関する先ほどの私の発言の意図は、コーデックス規範には生産段階における管理点として、農業用水、たい肥、野生動物の侵入、その他作業上の衛生管理に関する内容が網羅的に盛り込まれているが、この中から恣意的に項目を選んで国内向けの指針を作るということではなくて、国内の状況を踏まえた際にどういった項目が重要な管理点になるのかを明らかにしていきたいということ。何も情報がない中ですべての事項に取組むよう指導することは、生産者にも大きな負担をかけることになるので、日本の農業の実状を踏まえた上で、効率的なリスク管理を検討していきたい。

(座長) 病原微生物の汚染低減の指針が作成されれば、それがGAPの共通基盤にも盛り込まれていくということになろうかと思う。

(植原委員) 全体的には良くできていると思う。ただ、農薬については、最終的に残留農薬検査で安全を担保することになっているが、その前段の収穫前の休薬期間についても、守る仕組みを生産者に求めていくことが必要だと思う。

また、大きな管理すべき項目は諸事項の整理でわかりやすいが、最終的なガイドラインでは生産者が具体的にどのようなことまでするかについても分かるようにしてもらいたい。

さらに、補足的な説明を書くこともお願いしたい。例えば、米の場合、湛水管理については、食品安全の観点からカドミウムの低減に効果のある取組で、環境保全の観点からも生物多様性を高めるが、一方で温暖化ガスの発生要因となるなど、それぞれプラス・マイナスの影響があることから、食品安全を担保しながら環境保全にも良いという視点でも生産者が実行できる内容にできればと思う。

それから、GLOBAL GAPの改定作業に関する情報提供であるが、病原微生物とIPMについては、より精度を求めていく事項として検討が進められているところである。

(座長) トレードオフの問題については、生産者が知識を持って管理を行うことは重要であるので、ガイドライン策定の際には留意したい。

(内山委員) 先ほども議論になった、野菜の23番の農薬の使用残液の適正処理については、具体的に示さないと、農業現場では何を持って適切な処理となるのかが分からぬ。現在記載されている取組例は現実的ではなく無理なので、日本の農業現場に即した内容の検討をお願いしたい。

それから、農業現場ではほ場台帳の整備や農場の運営に関する作業員の把握も行われているため、それらもガイドラインに盛り込んでいった方が良いと思う。

また、野菜の1番「ほ場環境の確認」は重要な事項であり、米と麦の諸事項の整理にも加えるべきだと思う。

最期に、GAPは農業経営者の自主管理ツールであるので、最も重要なことは、自主点検を行い、自らの農場管理を良くしていくことだと思っている。それをグループでやるのであれば自主点検、内部監査の2つが重要。さらに、その根底にあるのは持続可能な農業をどのように作っていくかということであり、そのようなポリシーを共有しながらワーキング

ググループでは議論を進めて行くべきではないかと思う。

(岡田委員)諸事項の整理は、関連法規と照らし合わせて整理されたことで、理解しやすくなった。重要度については、法令・指針・手引きといったものを参考にして優先順位を考えるべきという視点と、国内の農業実態やコストの面を踏まえつつ決定すべきという視点があると思われる所以、そのような視点から整理いただければと思う。

また、項目については食品安全、環境保全、労働安全、全般(共通)ということで整理されているが、現在出回っているGAPでは、それ以外の分野も含んでいるので、コスト削減、品質向上、組織運営、販売管理といった点についても、ワーキンググループで整理をお願いしたい。

最期に、私は農業生産を行っていないということもあるが、言葉が非常に難しい感じたので、なるべく分かりやすい表現でガイドラインを作成頂いたほうが、流通現場や消費者の方に伝わりやすいのではないかと思う。

(座長)読んでいただくという姿勢でガイドラインを作成することが必要。

(久保井委員)生産者には若い方もいれば、年配の方もおられるので、ガイドラインは分かりやすい表現となるようお願いしたい。

また、農薬に関連する事項としては、農薬の保管を労働安全の取組に位置づけているが、これは他の農薬の項目が含まれている食品安全の取組に移しても良いと思う。農薬に関する項目は農薬の項目としてまとめた方が見やすいのではないか。

(武田委員)諸事項の整理は非常に良くまとまっているという印象で大変参考になる。日本GAP協会ではJGAP2010という次の版を6月に発表する予定であるが、今回の内容も反映させて作っていきたいと考えている。ただ、様々なGAP関係者の方々が、現状に合わせた形でGAPに取り組んでおり、今回の諸事項の整理とは、方向性、対象範囲、レベルが異なる方もおられると思うので、この諸事項の整理を見て驚かれる方もいるのではないかと思う。

今後、ワーキンググループの中で、現場の実態を踏まえた絞り込みなり、言葉の使い方を検討することになると思うが、農業現場において創意工夫ができる余地のある成果物にしてほしいと思う。野菜の23番の農薬の使用残液の処理の様に、細かく書けば書くほど、農業現場の実態に合わなくなる部分が出てきたり、コスト削減などの創意工夫の余地がなくなったりすることもあるので、配慮願いたい。

また、諸事項の整理の項目の中には、例えば農薬の空容器の廃棄など、生産者が農協と上手く役割分担しながら取り組んでいるものもあるので、農協の様な組織の役割も見据えた説明を成果物には盛り込むべきだと思う。

(中嶋委員)諸事項の整理は包括的に良く準備された資料だと感じた。ただ、米の39~41番のトレーサビリティと特定米穀の保管・処理に関する項目については、完全にマニュアルになっていて、一般的なGAPとは異なると感じた。

GAPは農場管理をどのように工夫していくのかという着目点の頭出しをして、重要管理点を明らかにしていくものであり、今後、作業を進めていく中で、米のトレーサビリティなどは、こうした細かい内容ではなく簡潔な記述に収まるのではないかと思う。

また、これは質問になるが、水田で転作をして野菜や麦を栽培した場合の、後作への影響などの対応について、関連事項に盛り込む必要があるのかどうかについて教えていただきたい。

(座長) 農地は一つであるが、米や野菜など異なる作物を作ることもあり、例えば米用と野菜用とで整合性が取れなくなる可能性もあるので、農地を包括的に管理する項目があつても良いのではないかという御指摘。

(農産安全管理課浜谷課長補佐) 野菜と米を輪作する場合には、米にも野菜と同様の場所管理を徹底するという項目を盛り込むことは考えられる。

(技術普及課中島課長補佐) 農薬使用、労働安全の取組などについては、作物の種類に拘わらず包括的な内容を記載している。同じ場所で前作と異なる作物を栽培する場合に対応が必要となる取組については、例えば、前作で野菜を栽培し、その後に水稻を栽培する場合に、前作で施用した肥料がどの程度、土壤中に残っているかを把握して必要量の施肥を行うなどが考えられるが、この他にどのような取組が必要であるかは今後検討する。

(座長) これについてはワーキンググループの中で考えてみたい。

(山田委員) GAPは普及拡大しないと意味がないので、現場に即した内容で分かりやすい表記とすべきと考えている。

(座長) ガイドラインを現場に普及する方策を考えた方がいいという意見が多かったと思う。これはワーキンググループの主題ではないが、非常に重要であるのでワーキンググループの中で検討したいと思う。

(阿南委員) 最後に一点確認したいことがある。内山委員から自主点検は重要という話があり、他方で資料2の産地における点検状況のところでは自己点検という言葉が使われているが、意味は同じか。他人が確認を行ってはじめて自主点検だと思う。自己点検の中身が監査などをやっていないということであればショックである。

(技術普及課中島課長補佐)

資料2中の「GAP導入産地における点検状況」の表で「自己点検のみ」とあるものについても、農業者は自己点検の結果を記録に残しており、他者からの求めがあれば情報提供できる状態にある。

(武田委員) 誤解の無いように補足すると、2者点検、3者点検を受けている人が、自己点検をしていないということではない。農業者による主体的で適切な農場管理が重要であるというGAPの性質上、基本的に全ての現場で自己点検をしているはずである。そして、自己点検の方法が適切かどうかについて、第2者、第3者から点検を受けるということである。

(内山委員)先ほど自主点検が重要と言ったのは、2者点検や3者点検を否定しているのではなく、農場管理のツールとして農業者がGAPを使いこなすことが重要だという趣旨である。

(座長)それでは、本日の議論を踏まえてワーキンググループの方でガイドラインについて検討していきたいと思う。

### (3)議事【その他について】

(座長)続いて、議題ではその他とあるが、ここではGAPに関する理念、哲学の問題について議論したいと思う。議論する上で参考となるよう、目指すべき農業の姿について、関連する法令等を事務局の方で整理しているので、まず、事務局から説明をお願いしたい。

(技術普及課中島課長補佐)資料3「関係法令等(抜粋)」を説明する。

最初に食料・農業・農村基本法に定める内容を紹介する。同法の第2条から第5条は、食料・農業・農村に関する施策についての基本理念を定めている。将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないこと、国内農業生産の増産を図ることを基本とすること、食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならないことなど食料の安定供給の確保に関すること、また、多面的機能の発揮、農業の自然循環機能が維持増進されることによる農業の持続的な発展などを基本理念として定めている。

同法第7条から第10条、第12条は、国、地方公共団体の責務、農業者等の努力、消費者の役割を定めている。この中で、農業者は、農業を行うに当たっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとある。

次に食品安全基本法に定める内容を紹介する。同法第3条から第5条は、食品の安全確保についての基本理念を定めている。食品の安全確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の基に講じられることにより、行われなければならないことなどを基本理念として定めている。

同法第6条から第9条は、国、地方公共団体、食品関連事業者の責務、消費者の役割を定めている。この中で農業者も含まれる食品関連事業者については、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全確保のために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有するとある。

次に環境基本法に定める内容を紹介する。同法第3条から第5条は環境保全についての基本理念を定めている。環境の保全は、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならないことなどを基本理念として定めている。

同法第6条から第9条は、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を定めている。この中で農業者も含まれる事業者については、自然環境の保全、廃棄物の適正処理、再生資源

の利用など環境の負荷の低減に必要な措置を講ずる責務を有するとある。

最後に労働安全に関する法令、指針として労働安全衛生法、農作業安全のための指針に定める内容を紹介する。

労働安全衛生法では、事業者は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないこと、労働者は労働災害を防止するために必要な事項を守るよう努めなければならないことを定めている。

また、農作業安全のための指針では、「まえがき」の中で、農作業を安全に行い、農作業事故を防止することは基本的かつ重要な事項であること、農作業従事者の高齢化等に伴い農作業事故により毎年 400 人前後の人人が亡くなられており、農作業安全対策の一層の徹底が求められているとある。

(座長) GAP の共通基盤を考えるに当たって、どのような農業を目指すのかという理念・哲学に関する議論は避けて通れないと思うので、関係法令等を集めていただいた。これと矛盾しない形で、GAP の実施のルールとして、諸事項の整理を位置づけるということで良いかと思う。

(丸澤委員代理) JA グループとしての GAP に対する考え方を資料に整理したので、配布の上、説明してよろしいか。

< 座長承諾の上、丸澤委員代理提出資料「農業生産工程管理 (GAP) の共通の基盤づくりに関する JA グループの考え方」を机上配布。 >

(丸澤委員代理) 資料は GAP の共通の基盤づくりと策定後の推進方策についてまとめたものである。まず、GAP の共通基盤づくりについては、既存の基礎 GAP や流通取引上は重視されていなかった環境保全や労働者安全の項目が位置づけられたことを高く評価している。

項目の検討にあたっては、科学的見地だけではなく、農業者の高齢化、生産コストは高いが価格は安い等のわが国の食料生産の現状や、世界でも長寿国である日本の食習慣や伝統を十分に踏まえたものとなるよう要望する。

また、項目の検討とあわせて、「GAP の共通基盤」を推進し定着していく枠組み構築についても同時に検討されていくべきである。

GAP の共通基盤整備・推進による環境負荷の低減は、「新成長戦略」に掲げられているグリーン・イノベーションに寄与するものであり、「成長戦略実行計画（工程表）」に織り込まれるべきであると考える。

また、その工程表の中で、小売・流通業者、生産者団体、研究機関等の役割を明確にするとともに、国が主導権をもって GAP 推進を行うことが必要である。

特に環境保全・労働安全の取り組みについては、生産現場の実状をふまえると、環境直

接支払制度のような補助金支給制度が必要であると考える。

(座長) 推進方策については、導入プロセスの問題であり、是非、全中の方には運動をしてもらいたい。また、誤解のない言葉使いに配慮いただきたいが、GAP の共通基盤について略称を使う際には共通基盤 G A P ではなく、G A P 共通基盤として頂いた方が良いと思う。

(武田委員) 色々なところで話をすると、日本全体として G A P の位置づけが曖昧であると感じており、これは G A P の理論や哲学が共有化されていないためだと思うが、GAP の理論や哲学に関する議論の参考に資料を作成したので、配布の上、説明してよろしいか。

< 座長承諾の上、武田委員提出資料「GAP とは何か？」を机上配布。 >

(武田委員) この資料は G A P とは何かについて整理したものである。資料を説明させてもらうと、まず、G A P の議論をする前に、農業者として遵守すべき法律や規範がある。そこには、国内の法律や行政指針、コーデックス基準等の世界の基準、輸出する際には海外の食品衛生法などが含まれ、また、時代の要請や良識として従うことが望ましい規範、例えば、環境保全型農業推進憲章、人種差別の防止、消費者の生産者への期待、地域や企業の理念などもある。その上で、G A P とは何かについて考えると、これら法律や規範を遵守するために日々の農場管理という仕事の中で達成すべき実施基準が GAP である。つまり、優良農業の実施基準である。別の言い方をすれば、法律遵守などを農場管理という具体的な仕事の話に落とし込んだものが G A P であるとも言える。これら法令などを遵守するために、農業者や農協を手助けする道具が GAP である。

G A P は、遵守すべき法律や規範によって内容が変わらざるを得ないものである。GAP には、事業者それぞれの創意工夫があつてしかるべきであり、一つの G A P を国が決めて全員で使うという性質のものではない。GAP は、農業経営者の農場管理を改善するための道具であり手法であり、G A P 自体が法律や規範そのものではない。今回の検討会では、既存の G A P を横に並べて、共通する事項を抽出して共通基盤として整理するという進め方ではなく、その前段階の話である農業者として遵守すべき法律、規範を整理することをお願いしたい。

(座長) 言葉遣いで一点注意願いたいが、GAP の P は Practice であり、基準ではなく、実施であるので、基準と表現する際は、GAP Code や GAP Rule などの言い方の使い分けをお願いしたい。

(植原委員) 何を GAP の目的にするかということについて、武田委員の発言内容は大切だと思う。G A P の骨格を検討会で決めて、J G A P や各都道府県の取り組んでいる G A P もその最低限の部分を守って実現できるというもので良いのではないか。

(座長) GAP の理念については、非常に重要な部分であるので、ガイドラインにも明示的

に記載するということになろうかと思う。

(神藤委員) GLOBALGAP の成立過程と異なり我が国では食品安全を確保するため、H A C C P の考え方を取り入れた自主管理手法として進めてきたという背景を認識する必要がある。このような歴史的な背景を踏まえれば、ガイドラインにおいては、自主管理としての GAP を基本理念とするのが適当ではないか。ただし、これは丸澤委員代理から発言のあった環境支払いを否定するものではなく、G A P に対する生産者のモチベーションを確保するためには、必要な政策議論であると思う。また、ガイドラインは生産工程管理の取組に係る一つの例示として、位置付けるに留めていただきたい。現場では一つのツールとして使わせていただきたい。

(植原委員) GLOBALGAP にはベンチマークという仕組があり、この仕組により GAP 間の同等性を確認しているが、一つの国でベンチマークの仕組により GLOBALGAP から同等性が確認された GAP が複数ある場合もあり、個々の GAP についてはあくまでガイドラインに定める内容が担保できれば良いのではないかと思っている。

(阿南委員) 関係法令を示して頂いているが、食料・農業・農村基本法の理念にある、「食料は安定的に供給されなければならない」、「食料は健康で充実した生活の基礎として重要」、「食料の供給は多様化する国民の需要に即して行わなければならない」などの記述は重要であると思う。また、食品安全基本法の「食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給工程の各段階で講じられなければならない」、「食品の安全性の確保のために必要な措置が国際的動向及び科学的知見に基づいて講じられなければならない」とあり、第 8 条には食品事業者の責務も書かれている。実際の現場で、何をすれば食品事業者の責務を果たすことができるのかということを考えて項目が立てられていくと、GAP の全体像が見えてくるのではないか。

また、消費者への情報提供とリスクコミュニケーションを GAP のポイントとして入れ込んだ方が、社会全体として GAP を進めていくのではないかと思う。

(座長) GAP では生産者と流通業者の売買のルールという面を重視しているが、消費者とのリスクコミュニケーションという面も重要であり、言葉として落とし込んでおくことが大事かと思う。

(武田委員) 世界には様々な GAP があり、様々な目的のものがあるが、大きく 2 種類に分類できると思う。一つは行政機関が作っている GAP であり、もう一つは民間の食品事業者が集まって作っている GAP である。

行政機関が作っている GAP については、農業者が取り組むインセンティブとして環境支払いが行われており、内容は環境保全型農業のものである。イギリス政府の GAP などが有名だろう。一方で、民間の食品事業者が集まって作っている GAP は、農産物の売買の推進や円滑化をインセンティブとしながら普及が進められている。GAP の内容は食品安全が中心である。JGAP や GLOBALGAP は後者である。この 2 つを混同して議論しないようにす

べきである。

(座長) 良い御指摘を頂いた。検討会では両者をにらみながら、我が国の法体系としてどういうものがあるのかを整理し直してまとめたという性格が強い。

(中嶋委員) GAP の理念ということであれば、GAP は国民がこういうやり方で作られている農産物を食べたいと思うような行動規範になればよいと思う。食料・農業・農村基本法の理念はあまり国民には知られていなように思うし、もしかすると農家の方にも十分に理解されていないかもしれない。GAP に取り組んでいれば、農家は基本法に則った農業が実現できるようになり、消費者は GAP で作られた農産物が食べられるようになるといった、教育効果、改善効果があるのでないかと思う。

また、GAP は、GAP に取り組めば生産者が本来すべきことに気づく、言わば知の体系になっており、ナレッジマネジメントの手がかりとなるようなものではないかと思っているので、そのような要素を盛り込んでいただければと思う。

(座長) 食料・農業・農村基本法に則った農業については、農家自身も当事者意識を持つてもらうことが課題。また、ナレッジマネジメントについては、ビジネスチャンスにもなり、既にソフトも用意されている様なので、この場で内容を掘り下げるよりは、創意工夫が行われ、経営が改善するというインセンティブを応援する方が良いのではないかと思う。

(武田委員) 食料・農業・農村政策審議会でも GAP が議論されているが、全く異なる方向で議論が進んでもいいけないので、GAP の専門家が集まっている本検討会での議論について、審議会との間で情報のやり取りをお願いしたい。

(阿南委員) 資料 3 の来年度予算の説明資料にも、GAP の目的として「食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するためには、リスク低減指針等の科学的知見や消費者等のニーズを踏まえたより高度な取組内容を有する GAP の推進が必要」と書かれておりこれが GAP の理念なのだと思う。足りないのは、消費者の参加や消費者とのリスクコミュニケーションであり、今後はこうした取組も位置づけて推進して欲しい。

(座長) 時間も来たようなので、議論はここまでにさせていただきたいと思う。本日いただいた御意見については議事録等に整理されるが、政権交代により、本検討会の位置づけが専門家の意見を聞く場ということになり、最終的には農林水産省の政務三役が判断していくことになるので御理解頂きたい。

今後は、今回皆様から頂いた御意見を参考にして、ワーキンググループで具体的な文章としてガイドラインの作成を進めて行きたい。活発な議論ありがとうございました。

(深井技術普及課長)

ここで、先ほど阿南委員から御発言のあった参考資料 3 の GAP 関連の 22 年度予算につ

いて簡単に紹介させていただく。22年度予算案で盛り込んでいる事業に関しては、都道府県向け、産地向け及び全国段階での支援を用意しており、都道府県向けについては、都道府県における推進方針の検討や、普及指導員等の養成、産地指導への支援などが対象であり、産地向けについては、食品安全上の危害要因の分析やGAPに関連する施設・分析機器等の整備への支援などが対象であり、また、全国段階ではGAPの取組に関するデータベースを構築し、情報提供を行う取組を支援することとしている。また、本予算は、GAPも含めていろいろな事業メニューで構成されており、表示されている全額がGAPの推進のために使えるということではないので、御了承願いたい。

#### (4)閉会

(深井技術普及課長) GAPのガイドラインについては、座長から御発言があったように、素案の作成を事務局で進め、ワーキンググループにて検討を行いたいと思う。ワーキンググループで詳細を検討した後、パブリックコメントの募集、農林水産省内での検討・調整を経て、公表の手続きを進める予定。次の検討会は、ガイドラインの最終案について議論すべく、3月頃に開催する方向で検討。日程については改めて調整させていただく。

なお、本日の議事概要は各委員にご確認いただいた上で、公表する予定。

本日は誠にありがとうございました。

(以上)